

しあわせをかなえる ツールとしての 憲法

ロシアによるウクライナへの軍事侵略以降、改憲を声高に述べる声が強くなっています。憲法をその時代時代で再考することは決して間違いではありません。ですが、憲法が持つ究極の意義は「国民の幸福を国が保証する」というものです。憲法は究極的には「国家を守る」ためではなく、個々人の幸福を実現するために存在しています。従って国防の問題を考える前に、憲法の根幹を理解する必要があります。

今回の研究会では、13条と97条そして憲法前文を中心に憲法が国民にもたらす「幸福」について、一緒に考えてみたいと思います。



●講師紹介

吉井 千周 (よしい・せんしゅう)さん

富山大学学術研究部推進系准教授。博士(学術)。

チュラロンコン大学社会調査研究所客員研究員、国立都城工業高等専門学校准教授、泰田工業大学客員准教授、チェンマイ大学マイノリティ研究所招聘研究員などを歴任。

原子力発電所を巡る市民運動やタイ山地域民といった政治的弱者に関する研究を行い、全国各地で憲法問題・差別問題について多くの講演を行う。

赴任前の宮崎県では宮崎県地方自治問題研究所で活動し、現在公益社団法人富山県地方自治研究センターの『しあわせ追求部会』の副会長として活動。

**参加
無料**

事前にお申し込み
ください

2023年 **5月13日** 土 13:30より
ボルファートとやま4F 珊瑚の間

どなたでも自由に参加いただけます。

定員は50名です。

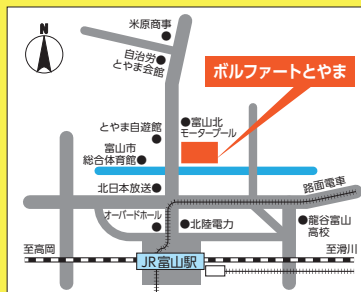
下記FAXかメールにて、
事前にお申し込みください。



お申し込み・お問い合わせ

公益社団法人
富山県地方自治研究センター

〒930-0804 富山県下新町8番16号
TEL (076) 441-0375 FAX (076) 441-1155
E-mail: jichiken-t@jcr-toyama.jp



会場のご案内

ボルファートとやま
〒930-0857
富山県奥田新町8-1
TEL (076) 431-1113



GOOGLE MAP

徒歩 / JR富山駅北口より5分
駐車場 / 隣の富山北モーター
プールを利用してください